

## 起震車運転等防災啓発推進委託業務に係る車両の使用に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県が所有する公用車の使用に関する協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（備品等の使用）

第2条 甲は、起震車運転等防災啓発推進委託業務（以下「本業務」という。）の業務実施に必要な公用車及び付属する備品（以下「物件」という。）を乙に使用させるものとする。

（使用目的）

第3条 乙は前条の物件を本業務のみに使用し、その他の用途に供してはならない。

（使用期間）

第4条 使用期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（使用料）

第5条 甲は第2条で規定する物件を無償で乙の使用に供するものとする。

2 乙が委託業務を実施するために必要とする燃料に要する費用については、甲の負担とする。

3 乙は、前項の燃料の使用にあたっては、極力削減し、効率的に使用しなければならない。

（滅失又はき損等の報告）

第6条 乙は使用する物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、第1号様式により直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

（使用上の損傷等）

第7条 乙は、その責に帰する事由により使用する物件を滅失又はき損した場合には、自己の負担において現状に回復しなければならない。ただし、甲が要求しない場合にはその限りではない。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 乙は甲の承認を得ないで、当該物件の使用権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸してはならない。ただし、甲の承諾があった場合はこの限りでない。

（使用上の制限）

第9条 乙は、使用する物件を善良なる使用者の注意をもって管理及び維持しなければならない。

（協定の破棄）

第10条 甲は、乙がこの協定に定める各条項に違反したときは、この協定を破棄することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は使用上の損傷等として第7条の規定により当該物件を現状に回復した場合、及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされた場合に限り、損害賠償の義務は生じないものとする。

2 乙は、使用する物件を善良なる使用者の注意をもって管理維持しなければならず、この範囲において物件に損傷が生じた場合は、その責を免れる。

(公用車の整備)

第12条 甲は乙が公用車の使用に支障が生じないよう、公用車の整備に万全を期すものとする。

(公用車運転時の安全確保体制)

第13条 乙は公用車運転時の安全確保に万全を期すため、従業員に対する安全教育を実施するとともに、安全確保に係る体制を確立するものとする。

2 乙は前項の実施状況を年1回以上甲に報告するものとする。

3 甲は乙に第1項の実施状況の報告及びその改善を求めることができる。

(事故責任)

第14条 乙は、第2条に規定する公用車を使用した場合に発生した事故による第三者に対する損害賠償責任を負うものとする。

2 乙は、前項の損害賠償責任を、第2条に規定する車両に加入した自動車保険から填補できる限度額においては、当該自動車保険によって負担できるものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失で損害賠償の必要が生じたときは、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 この協定に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県  
高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事 濱田 省司

乙 受託者

第1号様式

令和 年 月 日

高知県知事 様

起震車運転等防災啓発推進委託業務受託者

物品損壊報告書

下記のとおり、物品を損壊したので報告します。

記

1 物品名

2 損壊の状況

3 損壊した事由

4 その他

※物品の損壊部の写真、損壊時の説明図を添付して提出してください。